

令和4年度

第2回 阿賀野市入札監視委員会

令和5年3月24日（金）

阿賀野市総務部管財課

令和4年度 第2回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 令和5年3月24日（金） 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所 阿賀野水原公民館3階 「大会議室」

3 委 員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、信田雅恭、一宮三郎

4 傍聴者 1名（株式会社建設速報社）

5 議題

（1）期間内の発注状況等報告

- ・期間内の工事総括について（対象期間：令和4年8月～令和5年1月）
- ・発注方式別工事等について（対象期間：令和4年8月～令和5年1月）
- ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

（対象期間：令和4年8月～令和5年1月）

（2）抽出案件の審議

- ・制限付一般競争入札 2件
- ・通常指名競争入札 3件

（3）その他

次回定例会の抽出委員の委任について

「抽出案件」

制限付一般競争入札（A）【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-5	下水 第 15 号	山口南 550 号管渠工事	土木一式	(有)戸田建設	28,600,000	96%	下水道	27
抽出理由（磯部委員） 入札参加者数が最も多い案件であるため。					「回答」 入札参加者数が最多になった理由は明確ではないが、入札結果を分析すると2つの要因により最多となったと思われる。 1つ目が、「一般競争における下水道管渠工事では、発注初期であったこと」である。 令和4年度当初から委員会当日までに、一般競争における下水道管渠工事は7件しかなく、その内、本案件は3件目の発注だったことから、受注したい業者が多くいたため、入札参加者が多くなったと思われる。 2つ目が、「契約金額2,000万円以上の下水道管渠工事では、20者以上の参加者数となる傾向がある」である。 入札参加業者は、自社にとって利益率が高い工事を受注しよう考えると思われる。2,000万円が一つの基準と言い切ることはできず、業者ごとに参加の是非を決定する基準があると思われるが、今年度の下水道管渠工事を分析すると、上記のような傾向がみられる。 前回の委員会での対象案件となるが、本案件と同条件・同種工事で、契約金額25,300,000円の下水第6号押切886号管渠工事では、入札参加者数23者で、契約金額18,535,000円の下 水第11号山口南136号管渠工事では、18者であった。			
「質問・意見」 1 入札公表兼結果調書を見ると、入札参加者数27者の内、落札者の入札額26,000,000円と最も高額の入札額26,190,000円との差が190,000円しかないが、入札額が近似になりやすい要因があったのか。					1 本案件は新潟県が発行している積算基準に基づいて積算を行っている。その基準によって積算を行えば、大体同じような金額になるものだと思われる。			

2 入札公表兼結果調書を見ると、仮に落札業者が入札に参加していなかった場合、2 番目に安価な入札額を提示した業者間でくじ引きをして決定することになるのか。 3 くじ引きによって落札者を決定した案件は、他にもあるのか。 4 回答内容から、本案件は「発注初期であったことから、入札参加者数が多くなった」と説明があったが、年度当初に発注見通しは行っているのか。	2 くじ引きを行う。 3 数件あった。（令和 4 年度中 5 件（後日調べ）） 4 市の設計見込額までは公表していないが、年度当初から四半期ごとに、工事名、施工場所等に関する情報を発注見通しとして公表している。
--	--

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-6	建第 30 号	上一分沢口線 (上沢橋)修繕 工事	土木一式	小菅建設 興業(株)	32,450,000	98.37%	建設課	5
抽出理由（磯部委員） 一般競争入札の中で、2 番目に落札率が高く、また金額も比較的高額な案件であるため。					「回答」 抽出理由を 2 つに分割して回答する。 抽出理由 1 つ目「一般競争入札の中で、2 番目に落札率が高」い理由については、以下の 2 つの要因によるものと思われる。 1 つ目が、工事内容（橋梁補修工、当て板補修工、塗替塗装工、断面修復工）に市内業者では自社施工できないものを含んでおり、下請け業者に発注せざるを得なかったことで、諸経費が高くなり、その結果、落札率が高くなったと考えられる。 2 つ目が、本案件が、一般競争入札の中でも、総合評価方式という方法を用いた入札であったことが考えられる。総合評価方式とは、入札額のみによらず、企業の技術力や配置される技術者の能力などの評価と入札額を総合して数値化し、最も高得点だった者を落札者とする方式である。当			

「質問・意見」 1 総合評価方式の制度について聞きたい。たとえば、入札額が最低額を提示していたとしても、技術評価点も低かった場合は落札者とならない場合もあるのか。 2 総合評価方式により入札を行っているのは何件あるのか。 3 総合評価方式により入札を行った工事は、成績が良好であるなどの効果は表れているのか。 4 総合評価方式の制度について聞きたい。当制度は、最初に入札額を提示させ、いわゆる「足切り」を行った上で、残った業者に対して、技術評価点に関する資料を提出させ、評価の結果、順位が1位の業者を決定するという理解でよいのか。 5 2ページ「発注方式別工事等一覧表」を見ても「総合評価である」旨の記載がない。今回は、偶然磯部委員により抽出した案件が総合評価であったからわかった	方式に依っていたため、自己の評価点で落札できると思われる入札額の範囲内で、自社にとって最大の利益になる金額を提示した結果、予定価格に近付いたものと思われる。実際に、予定価格を超えた業者が2者あった。 抽出理由2つ目「金額も比較的高額」である理由については、本案件の予定価格は、積算基準に基づいた設計をしている。その基準に基づいて算出した予定価格がそもそも高く、落札率も上記の理由により高かったため、契約額も高くなっていると思われる。 1 総合評価方式は技術評価点と入札額を総合して判定するため、たとえ入札額が最低額だったとしても、総合順位が1位でなければ落札者とならないのが基本である。 2 令和4年度では、2件行っている。毎年度総合評価方式による入札は行っているが、案件内容が異なるため年度によってばらつきはあるが、4件程度の発注件数を念頭においている。 3 毎年度、工事成績が一定以上だった工事を表彰する優良工事表彰というものを行っているが、その中に総合評価方式によったものも過去にはあった。 4 最初に、技術評価点に関する資料を提出させて、業者ごとに技術評価点を算出しておく。その後、普段の入札と同様に、入札書を提出してもらい、技術評価点と入札額を総合的に評価し、順位を決定する。また、提示された入札額が、予定価格を上回っていた場合は「超過」の扱いになり、その時点で落札の対象からは外すことになっている。 5 そのように対応する。
--	---

ものであるため、今後は「総合評価である」旨を表示してもらいたい。	
----------------------------------	--

通常指名競争入札 (C) 【3 件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-1	建第 38 号	宮町浦町線 舗装修繕 工事	舗装	(株)坂詰組	3,344,000	94.70%	建設課	11
抽出理由（磯部委員） 入札参加者数の多い案件であるため。					「回答」 本案件は、「舗装工事」であり、当工種に登録のある業者から、施工地域に本店住所を置く者を主として指名し、入札を行ったものである。本案件の施工場所が安田地区であったため、安田地区に本店がある登録業者 10 者と市外業者 1 者を追加した 11 者を指名した。 今回は、発注方式別工事等一覧表（通常指名競争入札）に記載されている他の案件の入札者数が少なかったこともあり、結果として、入札参加者数が最も多くなっている。			

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-7	建第 44 号	学校町南郷線 舗装修繕工事	舗装	(株)坂詰組	3,795,000	94.52%	建設課	11
抽出理由（磯部委員） 入札参加者数の多い案件であり、かつ、C-1 の案件と請負事業者が同じとなっているため。					「回答」 抽出理由を 2 つに分割して回答する。 抽出理由 1 つ目「入札参加者数の多い案件である理由については、先述の C-1 の回答と同様である。 抽出理由 2 つ目「C-1 の案件と請負事業者が同じとなっている」理由については、指名業者が、設計書及び現場状況を精査したうえで入札した結果、偶			

	然同一業者が C-1 と C-7 の 2 工事を落札したものとしか言いようがない。当 2 工事においては、施工箇所が約 800m と近く、工期が重なっていることは事実であるが、これらが要因となっていると断定することはできないため、偶然落札業者が同一になったというほかない。
--	--

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-11	総工第3号	見守りカメラ 設置工事	電気	(株)丸山 電業社	3,014,00	99.49%	総務課	6
抽出理由（磯部委員） 落札率が 100%に近い案件であるため。 1 確認だが、入札公表兼結果調書を見ると、落札業者以外の入札者の入札額は予定価格を超過しているため、落札業者が予定価格以上の入札額を提示した場合、不落という結果になったということか。 2 参考見積は何者から徴取したのか。 3 参考見積を徴取した中から、最低額を参考に予定価格を決定しているのか。					「回答」 本案件は、「C-4 総工第 1 号 見守りカメラ設置工事」が不落となったため、再度入札を行ったものである。C-4 不落時に、不落原因を調査した結果、参考見積聴取の際に、業者側が、市が求める仕様よりも単価が安い部材を用いた見積額を提示し、その額を予定価格に設定し、入札を執行したことで、予定価格よりも入札額が高くなってしまったことが原因であった。 そのため、設計を変更したうえで、再度参考見積を徴取し、予定価格を設定したもので、改めて入札を行ったのが、本案件である。 抽出理由については、本案件は、参考見積徴取の段階で施工できる限界の見積をしていたと考えられるため、入札時に価格を下げるができず予定価格に近い入札額となったと考えられる。 1 そのとおりである。 2 参考見積は 3 者から徴取した。 3 基本的な運用としては、参考見積の最低額を予定価格としている。			

4 電気工事に関しては、先述の土木一式工事のような、積算基準に依って予定価格を算出できるような資料のようなものはないのか。 5 現在は、カメラの機種も多くのが市場に出ているが、参考見積を徴取する際に、市としては何種類の機種を選定していたのか。 6 C-4 では、入札参加者数が7者で、本案件では6者となっている。入札参加者数が減少している理由は何か。 7 以前にも、参考見積に依って予定価格を設定し、不落となった案件があったと思うが、本案件も同じようなケースと窺える。不落を発生させないように、阿賀野市として対策は行っているのか。 8 参考見積による予定価格の設定の仕方として、最低額を予定価格に設定するという運用やルールとなっているのか。 9 C-4 の入札において、予定価格を設定する際に用いた参考見積業者は、その入札の際には、参考見積時に提示した金額よりも高い入札額を提示したという理解でよいか。	4 電気工事の中でも、積算基準のようなものに依って設計できるものとできないものがあり、本案件についてはそのようなものに準拠した設計は行えない案件であった。 5 市が仕様で定める性能を有しているものであれば、どのようなメーカーや機種であっても可としているため、機種等の選定は行っていない。 6 先述の不落理由に関係して、C-4 の際に参考見積時に最低額を提示した業者を、再度入札である本案件の際には除外したため、6者となっている。 7 現在の運用を変更するには至っていないため、今後対策を考えていきたい。 8 市が求める業務等を最も安価な価格で提供してもらうことは、経済性の原則からも妥当と考えているため、今現在は、最低額を予定価格に設定する運用が基本的な運用となっている。 9 事実としてはそうである。
---	---